



第 280 号



- 中間処理・収集運搬委員会 異物混入アンケート回答まとめ
- 新入会員との懇談会 25年度上期入会の新入会員と協会役員との懇談会
- 第12回産業廃棄物と環境を考える全国大会
- 全産廃連 第51回関東地域協議会
- 東京都 大島町災害廃棄物の島外処理について
- 環境省 巨大地震災害廃棄物対策の検討進む



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

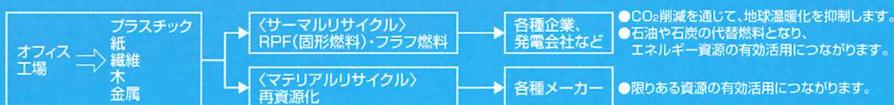
有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、
全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替え保管を除く)
中間処理業
産廃エキスパート
認定番号 2-11-A0012
認定番号 2-11-C0012

優良産廃処理業者認定制度

優良認定業者

ありあけこうぎょう
検索
<http://www.aknet.co.jp/>

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0083 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919



IS 53320/JIS Q 27001

リサイクルポート

東京港における民間施設バース

循環資源の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築
モーダルシフトでCO₂削減



▲重量トン数1,500トンクラスの船舶が接岸可能な当社栈橋



▲接岸中の総トン数499クラスの船舶



▲当社栈橋より汚染土壌を船積作業中の船舶

営業品目

- 産業廃棄物処分業(コンクリート塊の破碎2,040トン/日)再生碎石、再生砂の販売
- 産業廃棄物収集運搬業(保管積替を含む)陸上・海上輸送共可能
保管積替(汚泥、燃え殻、鉱さい)
積替え(上記種類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類)
- 汚染土壌の陸上海上輸送



日栄産業 株式会社 TEL. 03-3790-7400
FAX. 03-3790-7401

〒143-0003 東京都大田区京浜島3-5-2

<http://nichiiei-sangyo.jp>



ISO14001 2004取得



中間処理業 2-11-C0027
収集運搬業 2-11-B0022

[中間処理委員会・収集運搬委員会] 収集運搬及び受入廃棄物への異物混入アンケート回答まとめ	2
[新入会員との懇談会] 25年度上期入会の新入会員と協会役員との懇談会を開催	5
第12回 産業廃棄物と環境を考える全国大会	6
[全産廃連] 「第51回関東地域協議会」を開催 環境省・外山課長補佐、全産廃連・森谷専務理事が講演	8
[東京都環境局報道発表資料(2013年11月掲載)より] 大島町災害廃棄物の島外処理について	9
巨大地震災害廃棄物対策の検討進む	10
[法制度検討委員会] 合宿会議で第二期検討テーマを討議	14
[医療廃棄物委員会・施設見学会] 千葉県市原市・太陽建設市原工コセンター焼却施設を見学	17
[女性部だより] 関東地域協議会女性部会主催「e-Lady21のつどい」 施設見学会開催し東京エコリサイクルと有明興業を訪問	18
[青年部だより] 若手社員たちが本音で語り合える 恒例の「若手社員研修会」を今年も開催	21

委員会報告(青年部)	22
『私の安全宣言』当協会会員会社の社員2名が優秀作品を受賞	23
寄稿・新TSK会だより 第32回新TSK会ゴルフコンペ	24
寄稿・白井エコセンターがJICA中小企業連携促進事業に採択	25
地球温暖化対策 「いまどきの若者」が人類を救う	26
協会の主な今後の日程	27
講師余談	28
新入会員紹介	30
新春講演会・賀詞交歓会開催のご案内	30
よろず相談(法律・中間処理施設建設続行禁止仮処分申立事件)	31
事務局だより・編集後記	36
表紙の言葉	22

【中間処理委員会・収集運搬委員会】

収集運搬及び受入廃棄物への異物混入アンケート回答まとめ

東京都産業廃棄物協会中間処理委員会・収集運搬委員会は、会員間の情報共有と異物混入による事故防止対策の資料とするため、「収集運搬及び受入廃棄物への異物混入アンケート」を実施しました。このたび集計結果がまとまりましたので、報告します。本調査にご回答いただいた会員の皆さん、ご協力いただきありがとうございました。

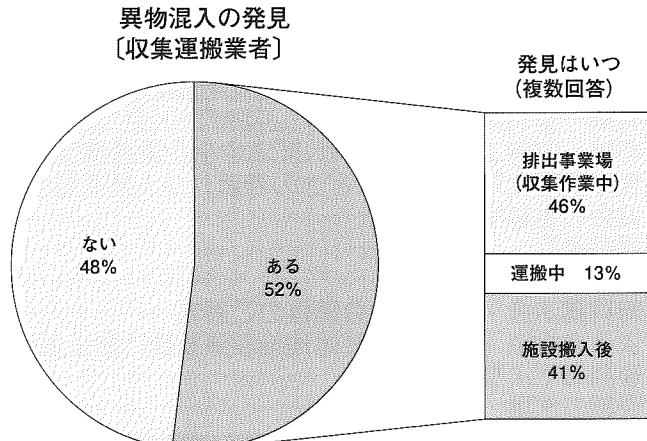
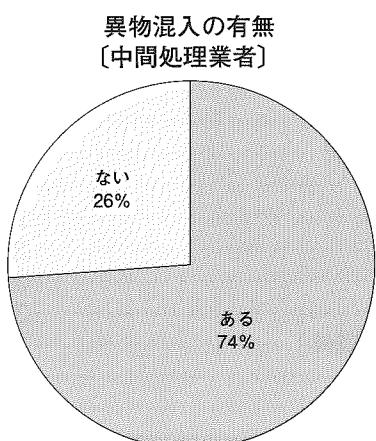
中間処理委員会では、受入廃棄物へのスプレー缶等の異物混入が原因で発生する爆発や火災等の事故が、中間処理業者にとって、また周辺環境にとって大きな問題となっていることから、収集運搬委員会と協力して事故防止対策に取り組んできました。その一環として、本年8月に中間処理業者を対象に本調査を実施したところ、多種多様な原因物や事故事例の回答があり、これを受けてさらに異物混入の実態を把握するため、本年9月に収集運搬業者を対象に、異物混入の原因や防止対策等について伺いました。

その結果、排出事業者の無理解や知識不足、分別の不徹底が異物混入の主な原因であることが、改めて浮き彫りとなりました。当協会としても、排出事業者への啓発活動が事故防止にとって最重要課題と認識し、東京都や関係団体等と連携し、具体的に対策を検討していく考えです。

◎回収結果

調査対象	調査期間	調査票送付数	回答数（回答率）
会員の中間処理業者	平成25年7月11日～ 8月29日	98社	65社（66%）
会員の収集運搬業者	平成25年9月24日～ 10月18日	565社	51社（9%）

◎異物混入の有無



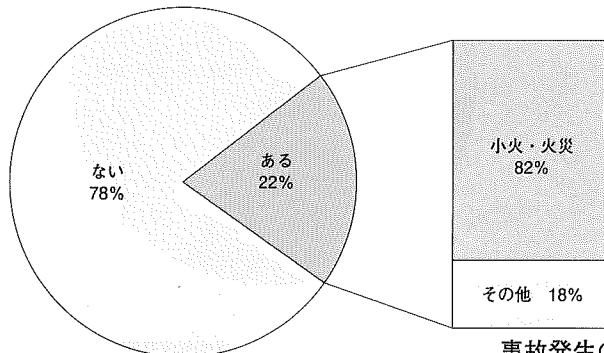
[具体的な混入物]

ガスボンベ、スプレー缶、花火、電池、マッチ、ライター、不発弾、シンナー、廃油、溶剤、燃料、試薬、注射針、金属成分（鉛さい、工具等の鉄の塊等）

◎異物混入による事故の発生状況

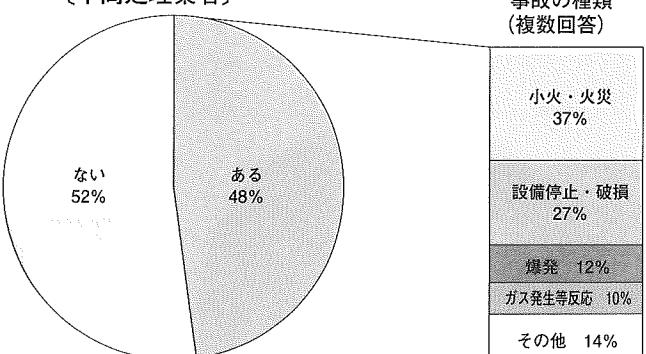
収集運搬途中の事故発生の有無

〔収集運搬業者〕



事故発生の有無

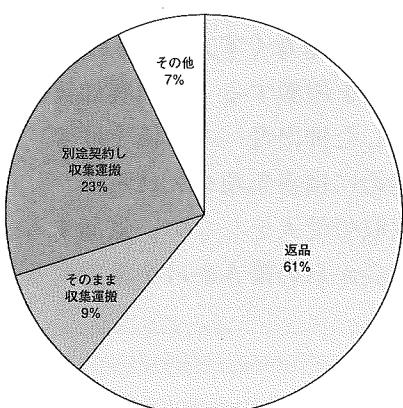
〔中間処理業者〕



◎異物混入があった場合どうしていますか 〔収集運搬業者〕

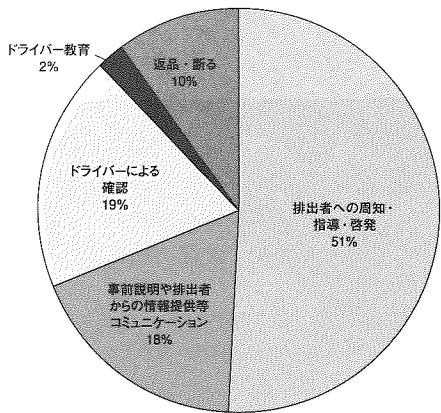
異物混入あった場合

〔収集運搬業者〕

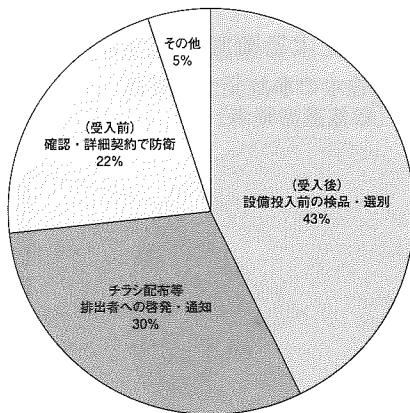


◎予防対策

予防対策
〔収集運搬業者〕

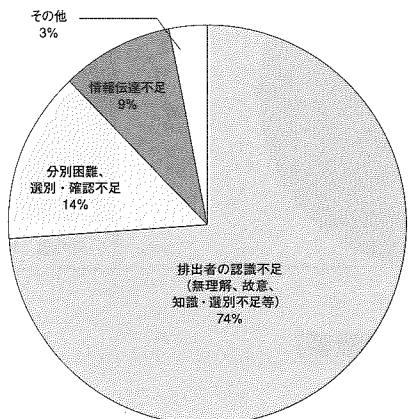


予防対策
〔中間処理業者〕

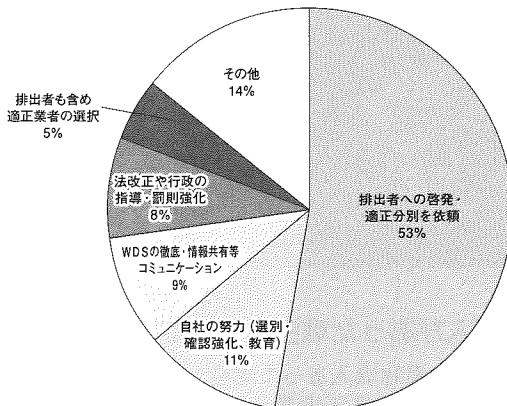


◎原因（複数回答）

異物混入の原因〔全体〕



異物混入を根本的になくす方法〔全体〕



〔具体的な事例〕

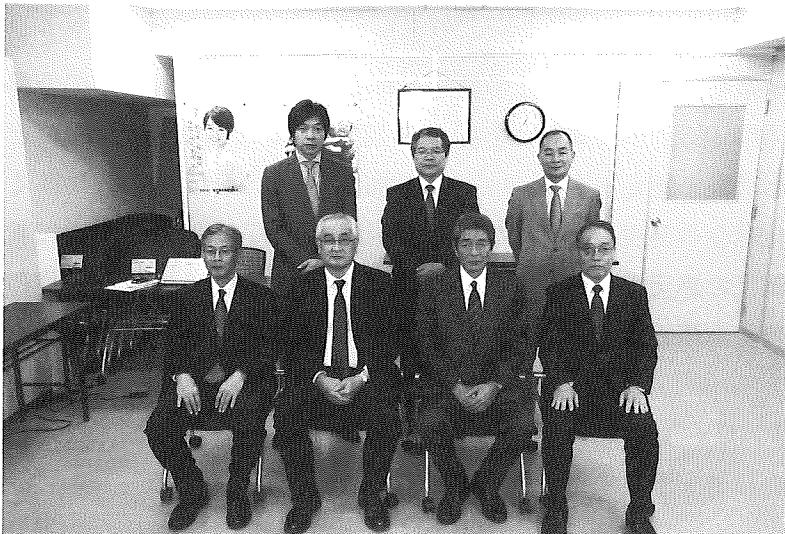
- ・コンテナボックスでの回収の場合、排出者がなんでも構わず投入してしまう。
- ・出してはいけないとわかっていて、袋や箱の中に隠して排出される場合がある。
- ・廃棄物の知識が不十分なアルバイトに対応させるなど、排出者の認識不足。等

〔異物混入をなくす方法（その他の回答）〕

- ・費用を増額する（選別費加算、異物混入した排出者への単価上げ等）
- ・契約に損害条項を入れる。
- ・回収や受入をしない、返品する。
- ・協会からの働きかけを希望する。等

〔新入会員との懇談会〕

25年度上期入会の新入会員と協会役員との懇談会を開催



新入会員の水落氏（前列左から2番目）と出席役員

平成25年11月26日(火)11時より、東京都産業廃棄物協会会議室において、新入会員と協会役員との懇談会を開催した。今回は25年度上期入会の正会員1社が出席した。高橋会長の挨拶に続き、出席会員及び役員の自己紹介、古川専務理事から協会事業の説明の後、出席会員との意見交換が行われた。

今回、唯一の出席者であった東京エコリサイクル(株)は、1999年12月に日立製作所により設立され、家電リサイクル法の施行（2001年4月）と同時に操業を開始。主な事業内容は、使用済み家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)等の再商品化、パソコン・OA機器、産業用機器等産業廃棄物の収集運搬及び再資源化で、パソコン処理については、情報漏えい防止に特別に配慮し、高度なセキュリティを施した作

業場での作業により、顧客の信頼を得ている。また、近年は各種機械類のマテリアルリサイクルの全国展開を行っているとのことだ。

期待する協会事業としては、法改正に関する研修会、廃棄物行政への要望として、自治体ごとに異なる見解を統一でき

ないか、電子マニフェストの普及を進めてほしいといった意見をいただいた。これに対し、当協会では相談員を置いて、会員が直接行政に聞きにくいことにも対応していることを説明し、活用してほしいとした。また、当協会の法制度検討委員会において、自治体の判断の統一等、会員からの“なんとかしてほしい”という意見の中からいくつかをとりあげて、東京都に提言を行っていること等が紹介された。

<出席者（敬称略）>

●正会員

東京エコリサイクル(株)

出席者：営業部課長 水落克海

連絡先：東京都江東区若洲2-8-21

TEL (03) 3522-6690

URL:<http://www.tokyo-eco.co.jp>

(取材・文責 塩沢美樹)

第12回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

全国産業廃棄物連合会、日本産業廃棄物処理振興センター、産業廃棄物処理事業振興財団の産業廃棄物関係3団体による第12回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が、①低炭素化社会の実現、②優良産廃処理業者認定制度の普及をテーマに、式年遷宮に沸く伊勢志摩の地で開催された。

大会は、11月8日(金)13:00～16:45の日程で、三重県志摩市の伊勢志摩ロイヤルホテルで行われた。



全産廃連・石井会長

東京都産業廃棄物協会からは、高橋会長と古川専務理事のほか、申込受付順に、山下智栄子、吉田きく江、濱松直親、二木玲子、青木繁雄、森裕子、前川佑子、渡邊久美、大羽敬子、矢部久子、堤恵美子、遠藤重雄、細沼順人、清野文子、山野井陸夫、蛭田温子、木村英恵、廣木直江、櫻山民江、横山真奈美、加藤宣行、有吉嘉一郎（敬称略）という多数のメン

バーで参加した。特に女性部が15名と過半数を占めることとなった。行事の合間に縫って開催された「e-Lady21のつどい」に参加するという目的もあり多くなったようだ。なお、大会参加者数は総数で630名程度と大変多く、伊勢神宮の20年に1度の式年遷宮の効果には大きなものがあった。

○挨拶

開会にあたって、全国産業廃棄物連合会の石井邦夫会長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の塚本直也産業廃棄物課長などからそれぞれ挨拶があった。

石井会長からは、関係機関・団体、地元三重県産業廃棄物協会等への謝辞、今大会のテーマと趣旨などが述べられた。



環境省・塚本課長

○環境大臣表彰式典

次いで行われた平成25年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰（産業廃棄物関係事業功労）は、所用により到着

が遅れた梶原成元・廃棄物リサイクル対策部長の手によって授与された。受賞者は16名、関東では6名の受賞者があったが、東京の受賞者はいなかった。

○基調講演

基調講演は、「低炭素・省エネ社会に向けた産業廃棄物処理」というテーマで、柏木孝夫・東京工業大学特命教授により行われた。講演者は、しばしば日経新聞などでも登場する著名な方で、環境・エネルギー・システム工学がご専門である。きちんと講演レジメなども用意されていたが、講演そのものは脱線しては本題に戻り、ユーモアあふれる熱気と笑いに包まれた楽しいものであった。

稼動する原子力発電炉数がほとんどなくなる中で、2020年までは電力不足が続くこと、主として天然ガスに依存することになるが期待されるのは廃棄物発電であること、2050年頃までは原子力が支えるとしてもその先は期待できること、対処のためには世界に誇る省エネ技術を駆使することや代替エネルギーとして廃棄物発電やグリーンパワーを伸ばし、いわゆるスマート革命を推進すべきあることなどが話された。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まり、電力を売る時代に入っているが、高い電力料金をいつまでも負担してもらうわけにはいかないから近いうちに買い取り価格は下がるだろう。そのとき耐えられるのは廃棄物発電や太陽光発電ではないか。本業+電力の時代になる

から、産業廃棄物処理業者としてやることがあるし期待もされている、ガンバロウ、といった趣旨の話だったと理解している。



柏木孝夫教授

○パネル討論

パネル討論は「優良産廃処理業者認定制度の普及のために」をテーマに、塙本直也・産業廃棄物課長、和田一人・三重県廃棄物リサイクル課長、前山健・井村屋株式会社代表取締役社長、井上吉一・三重県産業廃棄物協会副会長、長沢伸也・早稲田大学教授（コーディネーター）の5名の方によって行われた。三重県協会からは、普及のための方策として、優良業者を使えば排出事業者の実地確認が間接確認で済むようにする、優良業者の許可の有効期間を7年といわず10年とする、優良業者の場合は産業廃棄物税の課税の一部免除や域外搬入禁止の緩和などの特典を与えるなどの提案がなされた。

来年（平成26年）は、11月7日（金）、岩手県の盛岡市での開催となります。多くの会員の皆様の参加を期待します。

（専務理事 古川芳久）

全国産業廃棄物連合会「第51回関東地域協議会」を開催 環境省・外山課長補佐、全産廃連・森谷専務理事が講演

平成25年11月22日(金)14時から、ホテル談露館（山梨県甲府市）に於いて、第51回関東協議会が開催された。

協議会に先立ち開催された関東地域協議会会長会議の中では電子マニフェストの加入状況の説明、消費税増税と紙マニフェスト販売価格の動向及び増加するコンクリートがらからの再生碎石の状況等が話し合わせられた。

協議会では各都県協会の活動（現状と課題）についての報告と、次回開催地について提案され承認された。続いて全産廃連・森谷賢専務理事、来賓の環境省大臣官房・リサイクル対策部産業廃棄物課・外山洋一課長補佐が講演し、議事を終了した。



会議風景

協議会においては、まず、石井会長の挨拶から始まり、一般社団法人山梨県産業廃棄物協会の東原記守会長の挨拶があった。

議事に入り、各協会の活動（現状と課題）についての説明と報告があった。協会ごとに独自性のある内容であったが、埼玉県環境産業振興協会では越谷市、熊谷市で今夏発生した竜巻における災害時、緊急対応に当たり行政との連携状況等の事例が報告された。また、問題となっている再生碎石の状況あるいは、会員加入促進等各協会共通の課題が出された。

全産廃連からは、全国産業廃棄物連合会の活動について、各地域協議会での状

況報告があった。中でも近畿地域協議会では「再生利用（再生骨材）に関する調査」を行い、所属する各県協会会員からのアンケート結果を紹介した。内容としては滞留しているとされる再生碎石量が幾らあるかを県毎に集計したもので、関東地域協議会でも

同様な調査の必要性を感じた。

また「産業廃棄物処理業界における災害廃棄物の処理支援体制」と題し、処理支援実績及び事前対応の観点から災害廃棄物の特徴、自治体との事前協議項目及び問題点・課題として市町村ならびに国・都道府県への意見の提示等の問題提起がされた。

更に、環境省外山産業廃棄物課課長補佐より「産業廃棄物行政の現状と今後の展望」と題し、講演がされた。

最後に次回は26年4月、開催地を東京とし、すべての議事が終了した。

(事務局次長 片山 卓)

大島町災害廃棄物の島外処理について (東京都が大島町より受託しました)

平成25年11月29日

環境局

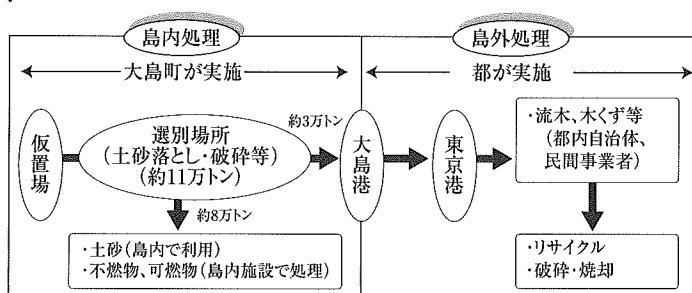
平成25年台風第26号による土砂災害で発生した流木等の災害廃棄物等（推定約11万トン）を迅速に処理するため、大島町が実施する処理事業のうち、島外での処理について、地方自治法第252条の14の規定に基づき、都議会の議決を経て、都が大島町より受託しました。

今後、策定される「大島町災害廃棄物等処理計画」に基づき、都は、大島町と連携し、区市町村や民間事業者の協力を得て、災害廃棄物の処理を実施してまいります。

1. 都が受託した事業

大島町が実施する災害廃棄物処理事業のうち、島外への運搬及び処分（島外処理）（土砂を落とす作業等の島内での処理は大島町が実施）

- 処理量 約3万トン
- 処理期間 約1年間
- 事業費 約35億円



2. 事務の委託の仕組み

- 議決日 平成25年11月29日

地方自治法(第252条の14)

事務の委託

大島町

東京都

経費を請求

3. 今後のスケジュール

- 12月中旬 搬出開始（先行実施）
(市街地に近く、処理の緊急性が高い廃棄物等が置いてある仮置場の解消)
- 1月以降 本格実施

問い合わせ先

環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課

電話 03-5388-3581

巨大地震災害廃棄物対策の検討進む

専務理事 古川芳久

東京都産業廃棄物協会は、東日本大震災の災害廃棄物処理支援を継続する一方で、近い将来に起こるとされている首都直下型などの大地震災害発生に備えて、東京都と連携しつつ災害廃棄物対策の検討を進めることにしている。

そうした中、環境省は、「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」を設置、10月4日に初会合を開催し、巨大地震発生に備え、災害廃棄物処理システムの強靭化に関する総合的な対策の検討を開始した。

これは、これまで作業が進められてきた、東日本大震災の経験を元にした「震災廃棄物対策指針」の改正とは異なり、首都直下だけでなく南海トラフ巨大地震も前提に、巨大地震に伴う災害廃棄物の発生量の推計、災害廃棄物処理能力の推計を行い、巨大地震への対応策を検討し、制度的な対応や具体的行動指針などを検討しようというものだ。

委員には学識経験者、被災経験のある自治体などの幹部職員、関係団体代表などが含まれ、委員長には京都大学の酒井伸一教授が就任。残念なことに自治体や関係団体には一般廃棄物の関係者ばかりで、全国産業廃棄物連合会には声がかかっていない。しかし、東京都からは宇山・環境局廃棄物対策部調整担当課長が、また、学識経験者として東京都環境公社の森理事長が加わっており、当協会の声

を伝えていただくようお願いをしている。

10月4日の初会合では、検討事項の確認がなされたほか、①初動期（発災後数日間）、②応急対応期・前半（～3週間程度）、③応急対応期・後半から復旧・復興期（～3年間程度）に分けて、災害廃棄物処理に当たっての課題が示された。なお、質疑の中で、災害廃棄物の処理に関しては、自治体だけでなく民間での処理も重要との指摘があり、それらも含めた検討を行うこととされた。

第2回の検討会は11月12日に行われ、災害廃棄物処理に係る各種事例紹介として、

- ①首都圏直下地震における廃棄物対策についての調査・検討（日本プロジェクト産業協会：JAPIC）
- ②大規模災害における港湾利用と課題（神戸市みなと総局）
- ③巨大地震に対応した廃棄物処理施設（日本環境衛生施設工業会）
- ④産業廃棄物処理業界における災害廃棄物の処理支援体制（全国産業廃棄物連合会：報告された問題点・課題は参考資料のとおり）
- ⑤東日本大震災における災害廃棄物の船舶輸送の経験と課題（リサイクルポート推進協議会）

の各発表及び質疑が行われた。

宇山委員（東京都）や森委員からは、災害廃棄物が一般廃棄物とされているこ

との問題性や、施設が処理支援を行う際に苦労する点などについて質問や指摘があり、災害廃棄物の処理に欠かせない産業廃棄物処理施設が、期待にこたえて機能するよう制度などの見直しを含めた検討の必要性が示唆された。

第3回（11月29日）では、引き続き事例紹介として、

⑥震災廃棄物の処理と今後の課題（仙台建設業協会、仙台市）

⑦災害復旧支援活動を踏まえた課題と対策（日本環境保全協会）

⑧東日本大震災における廃棄物処理の支援内容（全国都市清掃会議）

⑨大阪湾フェニックス計画における災害

廃棄物処理（大阪湾広域臨海環境整備センター）

⑩中部地方環境事務所における大規模災害時の災害廃棄物対策

について順次発表・質疑がなされた。産業廃棄物施設による災害廃棄物処理が円滑に進むよう制度を見直すこと、具体的に動ける広域連携体制の構築、仮置場や処分場の確保、人材育成の重要性などの指摘が目立った。

検討委員会の下にワーキンググループが設置されており、1月17日開催予定の第4回で、発生量推計や賦存量試算の報告と論点整理の原案などを報告の予定である。

『巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会』資料より抜粋

「災害廃棄物」は、

- 範囲が明確でないため、適用される基準等が明確でない
- 「一般廃棄物」に該当し、処理責任は自治体にある
- 廃棄物処理法及び各種リサイクル法の適用を受ける

～・～ 問題点 ～・～

一般廃棄物処理施設では適正な処理が困難な場合あり

一般廃棄物処理施設では想定されていない組成・量である
(「災害廃棄物の特徴」参照)

各種リサイクル法を平常時と同様に順守することは困難

多様な種類が混在して同時に大量に排出されるうえ、生活環境の復旧に向け、速やかな撤去・処理が急務となる

全産廃連「災害復旧体制構築のための調査」(H13)より



公益社団法人全国産業廃棄物連合会

11

自治体と予め協議しておくべき事項

災害廃棄物の処理・処分に際し適用する基準について

■どの基準が適用されるのか

環境規制（水、大気、DXNs…）、施設・構造、業許可、手続き、etc.

■臨時的かつ緊急的な法律の運用を検討し得るか

※前提条件（災害廃棄物の特徴）

一度に大量に発生する、通常の一般廃棄物としては取り扱えない品目を多く含む（「災害廃棄物の特徴」参照）、等

各種リサイクル法の適用について

■各種リサイクル法における対象物の取扱い方法

■環境省から通知が出ている「家電リサイクル法」について

■大きく関わると考えられる「建設リサイクル法」の適用について、等

※前提条件（災害時の状況）

雑多な廃棄物が同時に大量に排出、生活環境の復旧が最優先、等



公益社団法人全国産業廃棄物連合会

12

問題点・課題（主に市町村の意見）

協力体制の確立

- ◆迅速な対応が求められるため、平常時から関係者間の協力体制の確立が重要
- ◆市町村、都道府県を越えた協力体制の構築が必要（特に最終処分）

仮置場の確保

- ◆仮置場の確保、指定が最重要課題

災害廃棄物の実態把握

- ◆災害が大きい場合、実態把握や報告に時間がかかることから、具体的な処理計画を立てることができず、作業に遅れが出た
- ◆作業の進捗状況の把握が困難

発生場所での分別

- ◆発生場所での分別は困難
- ◆混合状態でもすばやく収集し、集積所で分別するのが効率が良い
- ◆発生場所で可燃・不燃・家電程度に分別できれば、その後の処理の効率は良い
- ◆被災していない物、使用可能な物、産業廃棄物と思われる物等の混入防止



公益社団法人全国産業廃棄物連合会

14

問題点・課題（国・都道府県への意見）

緊急時の規制の簡素化

- ◆仮設施設の設置に際し、平常時と同様の設置許可が必要とされたため時間を要した。移動式破碎機や仮設テント等の仮設物の設置に関して、緊急時には平常時の手続きを簡素化する必要がある。
- ◆主たる構造設備に該当する設備（破碎施設のモーターや焼却施設の炉や煙突など）が被災し、それを復旧する場合に変更許可が必要とされたため時間を要した。緊急時には、主たる構造設備であってもその復旧に際しては修繕と判断するなど手続きを簡素化する必要がある。
- ◆廃棄物処理法15条施設に該当しない処理施設（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設など）は、法15条の2の5に基づく産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象とならないため、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となり許可取得までに時間を要した。緊急時にはこれらの処理施設においても災害廃棄物の処理を認めるべきである。



公益社団法人全国産業廃棄物連合会

15

問題点・課題（国・都道府県への意見）

緊急時の規制の簡素化

- ◆法第15条の2の5に基づく産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物が、施行規則（第十二条の七の十六）において「他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る」とされているため、特例一般廃棄物処理施設に搬入する場合でも仮置場からの分別排出が求められた。
災害廃棄物は処理施設での選別の方が安全面を含めて効率的であるため、緊急時には産業廃棄物処理施設設置許可又は処分業許可を取得している施設での処理を認めるべきである。
なお、その場合には、特例の対象となる一般廃棄物は他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る規定を適用除外するべきである。



公益社団法人全国産業廃棄物連合会

16

<法制度検討委員会>

合宿会議で第二期検討テーマを討議

産廃業界が抱える多くの課題から優先度の高い案件を採択

法制度検討委員会は平成25年11月28日(木)～29日(金)の2日間にわたり、(財)ホテルアジア会館会議室(港区赤坂)において、10名の委員とオブザーバー1名の出席により委員会を開催した。

合宿会議は昨年に続き2回目で、今期取り上げるテーマについて集中的に討議することが目的。討議の結果、以下の各テーマについて、今後の委員会においてさらに議論を重ねることとした。



会議風景

古川専務理事の開会挨拶の後、篠原委員長の進行により討議が開始され、今期テーマの検討に入った。当協会の各委員会・支部から提案された課題はのべ17件にのぼり、それぞれの提案の背景と理由を検討し、意見交換の結果、内容が類似あるいは関連するものを整理・集約しながら、取り上げるテーマと提言の方向性をまとめた。決定したテーマ及び今後検討する課題については以下のとおり。

◆感染性廃棄物の排出事業者責任の強化

感染性廃棄物の回収ボックスに不適合廃棄物が混入されたことが原因で、処理施設の事故や破損が発生し、処理業者にとって大きな負担となっている。「不法投棄」は排出者責任が明確であるが、

「不適合物の混入」については罰則がなく、排出者に重要と認識されていないと思われる。不適合物(異物)の混入による事故は感染性だけでなく、すべての産業廃棄物処理においても発生しており、業界としてその防止対策が急がれることから、今期は特殊性の高い感染性廃棄物処理に限定し、モデルケースの策定を目指に検討する。

◆再委託の緩和について

廃掃法において再委託は原則禁止であるが、事故・災害時や東京オリンピック開催時等に想定される、緊急又は一時的で大量な廃棄物のために余剰設備を抱えることは、企業にとって負担が大きい。実際、収集運搬業者はピーク時の仕事量に応じた車両を保持せざるをえず、過度な設備負担を強いられており、また中間処理業者においては、リサイクル推進の観点から効率的・合理的に処理をすすめる上で、再委託を望む声が多い。

こうした現状を解消するため、再委託の条件付緩和が提案された。優良事業者を前提に、事前届出の業者間においては自由に再委託を可能とする、など再委託の緩和を提言することとした。

◆ 少量排出時の産廃マニフェストの運用基準について

現行のマニフェスト制度においては、産業廃棄物の処理を委託する場合は、量の如何に関わらず、必ずマニフェストを交付する必要があるが、1回あたりの排出量が10kg未満といった少量の場合、排出者の負担や、収集運搬・中間処理業者の管理上のコスト負担が大きい。

このため、特管産廃や危険物、毒劇物等を除き、普通の産業廃棄物については一般廃棄物と同様に排出量に応じた基準

(一般廃棄物は月間3,000kg以上の排出者に義務付け)を設けるなど、マニフェストの運用を簡易的な方法に改めることを提言する。

◆ 電子マニフェスト運用上の不都合点の改善

紙マニフェストは、廃棄物の排出時に交付することになっているが、電子マニフェストでは、排出した日から3日以内にJWNETに登録されればよいこととされている。収集運搬業者は受渡確認書等がなければ引き取れないが、実態は排出現場に交付担当者が不在等の理由で、受渡確認書等の書面の交付を受けられない場合があり、法遵守の観点から矛盾が生じている。中間処理業者では、まだ登録されていない廃棄物を先に受入れるという事態も生じている。こうした、電子マニフェスト運用上の、制度と現状の乖離を埋める改善策を検討していく。

◆ 15条施設更新時の『軽微な変更』

解釈の拡大

廃掃法第15条施設はその更新時に、法第15条第2項第4号から第7号に掲げられた事項の変更と認識された際には、改め

て都道府県知事の許可を受けることとされている。この場合、アセスを含め、新規施設申請の手順と同様の手続きが必要となり、処理業者は事業の存続が危ぶまれる事態に陥ることもある。

具体的には、設置後10年以上を経過した施設において、補修に必要な部品が製造中止となるなど、能力は同等でも外観の変更を余儀なくされ、また使用する部品も従前より高性能な仕様となるために、施設の構造・設備の変更と見做され、変更許可が必要と判断された事例があげられ、現状に則した解釈を要望するとした。

今後の進め方として、当協会中間処理委員会が主導でアンケート調査を実施し、事例を集めて東京都に働きかけることとした。

なお、検討テーマの候補として提案された【建築基準法51条に『処理施設』が加えられた経緯の調査】については、双方関連があるためこのテーマに包含し、同時に調査・検討することとした。

◆ 特定有害廃棄物の特定施設の解除

特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物は、排出元の施設限定があるために、実態は特定有害産廃に該当する廃棄物であっても、排出元が限定施設でなければ普通の産業廃棄物として取り扱わなければならない。適正処理、安全性の観点から、特定有害産業廃棄物の施設限定の解除を提言する。

なお、感染性産業廃棄物の施設限定についても同様の問題があるため、本テーマに包含することとした。

◆ 過積載について

トラック等の過積載については、防止に向けた様々な取り組みが行われているところであるが、廃棄物処理業界におい

ては、排出事業場に計量器がない、排出者から過積載を相談又は強要される、コンテナの中身が確認できず結果として過積載に繋がるといった現状がある。過積載行為があった場合、荷主への罰則はほとんどの場合、収集運搬業者には事業が継続できなくなるリスクが伴う。業界として過積載防止に取り組むことは勿論ではあるが、過積載により欠格要件に該当し、収集運搬業の許可取消の対象となるか等について調査し、対策を検討したいとの提案があった。

これに対し事務局から、道路交通法違反に関連した許可取消は大変多く、全産廃連の収集運搬部会でも取り上げられる予定であることが報告された。

当委員会では、①欠格要件と道交法、特に過積載との関係を法的に確認し、②業者として過積載を起こさないためにどのような対策をとるべきか等について検討することとした。

◆その他の課題

解体工事において、発注者が不在等の理由で一般廃棄物処理が不可能な残置物については、解体工事の元請業者が排出事業者となり、産業廃棄物として処理できる基準を要望するとした提案については、全産廃連の建廃部会において、ほぼ

同じ内容で提言がまとまる段階にあるため、事務局から報告するとした。

『免稅軽油を使用するための手続き』において「廃棄物処理事業を営む者」が「廃棄物の埋立地」に限定されているので、これを解除してほしいとの要望については、近々石油税制が変わる予定であること、全産廃連でも同様の検討を行っているので、事務局から情報提供するとした。

産廃処理業で使用される機械設備の減価償却耐用年数について短縮を要望するとの提案に対しては、当協会が平成24年9月に政党要望として提出し、また全産廃連も国等に要望して、自走式作業用機械設備の耐用年数が短縮されたこと、また、その他の機械設備についても引き続き、政党へ要望していることが事務局から報告された。

このほか、あっせん仲介業務について法的根拠の構築、優良制度のインセンティブの拡大などの課題が提出され、今後の委員会においてさらに討議を重ねることとなった。

次回は平成26年2月6日（木）に開催することとし、12時間に及ぶ会議の全日程を終了した。

（取材・文責 塩沢美樹）

第一期で検討中のテーマについて次のとおり提言がまとまった。

【提言1】「同一種類の特別管理産業廃棄物と産業廃棄物における許可の申請手続き及び許可証表記方法の合理化」

1. 特別管理産業廃棄物の許可申請時に、同一種類の産業廃棄物の許可手続きを同時にを行うことで行政手続きの合理化をする。
2. その際、同一種類の廃棄物の許可管理が一枚の許可証の中で可能となるようにすることで、許可証の運用と管理業務を合理化する。

【提言2】排出事業者による廃棄物の適切な情報伝達の促進のために、排出事業者による情報伝達の状況について行政による排出事業者への現地立入と指導を要望する。

千葉県市原市・太陽建設市原エコセンター焼却施設を見学

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長以下12名）は平成25年11月15日（金）に年一度の施設見学会を実施し、今回は千葉県で建設業から医療廃棄物処理事業に昨年度進出した太陽建設（株）市原リサイクルセンターの焼却施設を見学しました。



焼却施設の前で

施設見学の当日は、曇りがちで雨が心配されましたが、本降りにならずに済みました。

八幡宿駅で待ち合せをして、折角の機会とすることで、施設見学の前に太陽建設さんが経営する長柄町秋元牧場敷地内の手打ち蕎麦屋『長生庵』で美味しい新蕎麦を頂きました。鴨南蛮の鴨は、合鴨農法有機栽培の田んぼで育てるこだわりであり、店の前に開ける広大な蕎麦畑の眺望も爽やかなご馳走となりました。建設業を本業としながら、並行して進める農業や廃棄物処理等異業種の分野でも一級品質であることに敬意を表したいと思います。

『長生庵』で坂本社長直々に対応を頂き一同挨拶を交わして長柄町秋元牧場から30分で市原コンビナート内の太陽建設市原エコセンター施設に到着。焼却施設の見学に際し、坂本社長と高橋常務から会社と施設の説明。坂本社長からは、焼

却処理業の許可取得に7年半を要したこと、京葉道路浜野インターから10分程の工業専用地域と立地条件が良い反面、京葉道路を挟んだ向かい側にマンションや商業施設が相次いで開発されたことで公害防止協定等周辺住民対策が必須となつたこと、建設業と廃棄物処理業の経営環境の違いなど様々な障壁を突破してきた

苦労話を伺いました。高橋常務からは、がれき破碎と焼却施設の特徴を伺いました。高橋常務にご説明頂いた焼却施設の特徴の要旨は、以下の通りです。

- 1 がれき破碎処理量880 t／日、保管量8437m³、能力は千葉県県内最大級。
- 2 焼却施設はアクトリー製、処理能力は43.2 t／日。（許可品目下記）
 - ・ 固形状廃棄物：廃プラ類、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず
 - ・ 液状廃棄物：廃油、廃酸、特別管理廃油
 - ・ 感染性廃棄物：感染性産業廃棄物、感染性一般廃棄物
- 3 焼却灰の造粒加工再資源化処理
焼却灰は、（株）日甲の浜野リサイクルセンターのコンクリート固化施設で造粒固化され、再生碎石や再生砂として再資源化されている。

（ムゲンシステム（株）伊藤 彰 記）



女性部だより



関東地域協議会女性部会主催『e-Lady21のつどい』 施設見学会開催し東京エコリサイクルと有明興業を訪問

関東地域協議会女性部会主催『e-Lady21のつどい』



『e-Lady21 のつどい』参加者一同

平成25年11月8日(金)、第12回『産業廃棄物と環境を考える全国大会』が三重県の伊勢志摩ロイヤルホテルにて開催されました。今回の全国大会では、低炭素社会の実現に向けた取り組みの在り方や、循環型社会の形成に重要な役割を担う産業廃棄物処理業者の優良認定制度の普及方策について、行政（環境省・三重県）・排出事業者（井村屋(株)）・学識経験者（早稲田大学教授）にて討論が行われました。優良認定制度の普及としては、緩やかではありますが、年々着実に伸びており、行政側としても普及しつつある優良認定業者の情報発信に今後どのように取り組んでいくか等が話し合われました。

全国大会終了後、関東地域協議会女性部会の主催にて17時より『e-Lady21のつ

どい』が開催されました。全国大会交流会までの短い時間ではありましたが、東京都・埼玉県・千葉県・茨城県などの関東地域から石川県・三重県・兵庫県といった全国地域にわたる女性部員計27名が参加しました。開会後、三重県産業廃棄物協会会长の木村亮一様よりご挨拶をいただきましたが、女性部員の多さに大変驚かれ、「今後もこのような機会を作り、活発な意見交換の場として欲しい」というお言葉をいただきました。その後、約40分間にわたり、名刺交換や意見交換が行われました。

各地域の女性部の活動状況が冊子や資料等で配布されましたが、「まだ十分な活動ができるっていない、今後もより多くの活動に取り組んでいきたい」という女性部としてのお話や、各社が抱えている悩みや現状などについて様々なお話を伺うことができました。

会の最後に、二木部長より、「今後も



木村亮一・三重県協会会长

このような機会を設け、多くの情報共有を行い、女性部としての活動をより良いものにしていきたい」という挨拶があり、『e-Lady21のつどい』は終了となりました。

今回の『e-Lady21のつどい』を通じ、産業廃棄物業界で働く女性の力強さや意識の高さを改めて感じ、大変貴重な時間を過ごすことができました。

(株)タカラヤマ 蟹田温子 記)

「東京エコリサイクル・有明興業」施設見学会

11月21日(木)、天候にも恵まれ、当女性部員の所属する東京エコリサイクル株式会社と有明興業株式会社の工場の見学に



東京エコリサイクル・川上信彦社長

現地まで向かいました。

本日見学予定の2社は隣接しており、最初に東京エコリサイクル株式会社の施設見学となりました。同社は2001年家電リサイクル法施行に伴い日立製作所をはじめ、三菱、シャープ、ソニーなどの家電メーカーが、製造メーカーとしての事業者責任ということから設立されたそうです。家電リサイクル法により家電製品の指定引取場所全国380か所の内、江戸川区、大田区他12か所の指定引取場所からの家電製品を回収しリサイクルを行っており、年間の取扱量は、2010年の地デジ化で増量したものの平均40万台の処理を行っているとのことでした。また、家電製品の他、PC類のリサイクルも行っており、PC専用リサイクルルームでの

行ってまいりました。午後1時に新木場駅に集合し、有明興業様のご厚意によりバスの手配をしていただき

情報漏洩防止の取り組みとしてビデオカメラによる作業監視、指静脈認証による入退室、金属探知機退室管理を行っており、HDDは全数物理破壊を実施しています。

セキュリティ・情報漏洩において、廃棄する側としてはとても安心いたしました。また、家電製品では冷蔵庫やエアコンなどはフロンガスが使用されており、コンプレッサーからのフロンの抜き取り作業後、各部品を分解、洗濯機、テレビについては、モーターやコンデンサ他、部品、基盤等をすべて手作業にて取り除き、それぞれ有価物・有害物に選別、その他は破碎機にて破碎後マテリアル別に分別し、再資源化していました。

回収率は全体の95.6%と高く、リユース・リサイクルを実行している企業であることを実感いたしました。リデュースという観点では、現在家電製品市場は次々と新商品を開発しなければ売れないという、業界ならではの悩みもあるそうですが、できるかぎり企業努力しているとのことでした。川上社長の熱意あるお話を分かりやすい説明での見学対応をしていただき、身近な家電のリサイクルについて知ることができました。ありがとうございました。



ハーブガーデンにて一同笑顔で

次に、有明興業の見学をいたしました。

環境に配慮した、金属スクラップ・廃プラスチック類・木材・紙くずなど、100%リサイクルをめざしており、現在、混合廃棄物・処理困難物・車、F P R船など大型廃棄物・税関押収品など特殊廃棄物・特定家電機器のリサイクルも行い年間90万トンの処理を行う施設で、自動車リサイクル法に準じた破碎・残渣処理を行う A S R 施設・容リプラの再資源化施設も設置し多種多様の廃棄物の処理・リサイクルを行っていました。再資源化の一環としてプラスチックや古紙などの廃棄物を化石燃料の代替品として R P F やフラン燃料を製造するなど環境負荷低減の取組も行っていました。新しい取組



有明興業・五十嵐顕二環境推進部部長

として、建造物の解体・仕分け・運搬など適正処理を一括して行うワンストップリサイクルを行っており、不法投棄防止

と残置物をリユースしているとのことでした。

放射能感知器やソーラー発電など環境に配慮した設備、災害対策では、自家発電システムを導入しているとのことでした。工場立地の特徴は、廃棄物処理工場に若洲臨海公園が隣接していることや高速道路が近いことで交通のアクセスが容易であり、昨年東京ゲートブリッジの開通により交通環境が大きく改善した。また、プライベートバースがあり多くの廃棄物の収集・処理がおこなわれており、物流においてもコスト削減、CO₂削減に寄与しているとのことでした。

企業にも環境にも負担をかけない、質の高い技術とサービスを提供すること、リサイクルクオリティーをめざした企業であることを知ることができました。

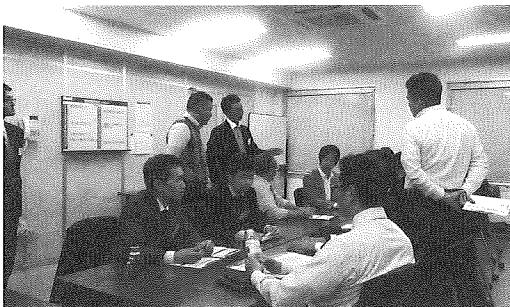
工場見学終了後、新木場駅前にあるハーブガーデンにてハーブ摘みをさせていただきました。こちらは、N E C ソフト株式会社様の社会貢献活動として行われており、部員の櫻山さんが参加していることから見学等させていただきました。

今回の見学会を終え、自身、廃棄物に関わる者として循環型社会を意識し取組むことの大切さを知ることができ、今後に役立てていきたいと思います。

最後に、今回施設見学に対応いただきました、部員の東京エコリサイクル・橋本さん、有明興業・櫻山さんありがとうございました。

(萬世リサイクルシステムズ(株)
横山真奈美 記)

若手社員たちが本音で語り合える 恒例の『若手社員研修会』を今年も開催



グループに分かれて熱心に議論

10月29日(火)15時から、青年部主催で若手社員との研修会が東産協会議室にて開催されました。私も、(株)リストの若手社員として参加させて頂きました。若手と言っても年齢は42歳であり、参加するのも恥ずかしい限りだったのですが、まだ、この業界に入っての経験も浅く、良い勉強になればと思い、他社の若手社員の皆さんに交じって参加させて頂きました。

ディスカッションは「廃棄物の運搬と処分の現場で何が起きているのか」というテーマで行われました。当日は、私を含めて8社13名の参加で活発な議論が展開されました。

一口に産業廃棄物業界と言っても、各社の業態は様々です。それぞれの会社の若手社員の皆さんのが、色々な問題を抱えて、日々奮闘されていることに共感し、「悩んだり、壁にぶつかったり、自分だけではないんだな」と、勇気ももらえた研修会であったと思います。

誌面の都合上、各自、各社が抱える課

題を、ここで列挙することは出来ませんが、当日は、一人一人が現場で起きている課題を発表し、その後、3グループに分かれて、代表的なテーマを決めて、解決策について議論を重ね、最後にグループごとの結論の発表を行いました。参加者の大半は、初対面が多かったと思うのですが、グループディスカッションを通じて、いつしか同志のような絆が芽生えたような気が致しました。

大崎さんが、見事な司会進行で、参加者的心をつかみ、議論を上手にリードしてくださったので、充実感を味わえたものと思います。役員の皆さんとの事前の準備が行き届いていたお陰であると、参加者の一人として心から感謝申し上げます。

当日は、有吉青年部長から、「若手として、業界を良くするためのアイデアを出して欲しい」と言う課題も出されました。それに対しても多くの積極的な意見の提言があり、他社の若手の皆さんとの積極性に本当に感心致しました。

振り返って、この研修会は、若手社員が本音を語り合える場でもあったような気が致します。今後も、このような機会を設けて頂き、若手社員が本音を語り合って、お互いに刺激し合い、切磋琢磨し、自身や会社、そして業界の発展につなげていければと感じました。

(株)リスト 松嶋 寿延 記)

委員会報告



青年部（有吉部長）

平成25年11月29日(金)15時より7名の幹事により幹事会が開催された。

まず、有吉部長より関東ブロックとして取り組むCSR2プロジェクトのテーマとなっているBCPについて報告された。関東ブロック幹事会で各都県として取り組む方法について協議した結果、BCP周知のための研修会を開催していくことで決定したため、東京青年部として今後のBCP周知のための研修会の進め方について協議され、開催スケジュール及びアンケートをとる時期等を決定した。

次に来年2月に開催されるスプリングカンファレンスの参加者を決定し、当日の役割等を確認した。

続いて、来年度も参加を予定しているアースデイについて協議した。イベントの内容としては今年度同様に子供達へのリサイクルクイズによる環境教育と、参加者へのフェイスペイントを行うこととした。

最後に来年5月に青年部が担当になっている青山ダイヤモンドホールで開催される協会の30周年記念式典について協議し、会議は終了した。

次回の幹事会は当初の予定から時間を早めて1月28日(火)の13時から幹事会を開催する。

表紙の言葉

●今月の写真：クマドリカエルアンコウ（ピンク）

<学名：Antennarius maculatus>

●撮影者：阿部 秀行 氏 ●撮影地：シバダン（マレーシア・ボルネオ島）

●撮影者コメント：「体長8cm。体色は淡黄褐色や褐色などさまざままで暗色の斑紋があり、この和名は体の模様が歌舞伎の隈取に似ていることに由来します。水深15m位の岩礁に生息し、とくに色彩の派手な個体はダイバーからの人気者で、あまり動かないので撮影しやすい被写体です。見た目にも派手でユーモラスな形は、癒されます。」

〈東京労働局・(公社) 東京労働基準協会連合会共催〉

『私の安全宣言』当協会会員会社の社員2名が優秀作品を受賞



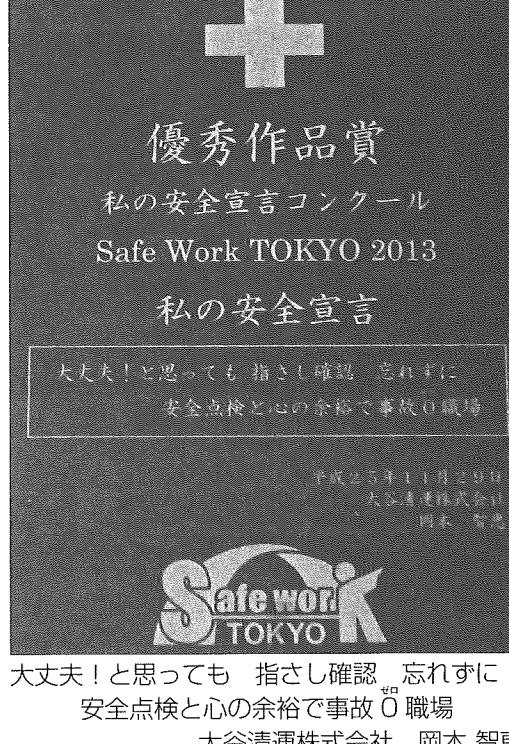
受賞された岡本氏（左）・高井氏

よりご挨拶があり、選考結果について船井安全課長より説明の後、優秀作品受賞者に賞状と「私の安全宣言が刻まれた記念の盾」が贈呈されました。

平成25年11月29日(金)に、東京労働局第3合同庁舎の会議室に於いて、『私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2013』応募作品の受賞者に対する表彰式が行われました。

今年8月22日～10月24日の募集期間で、1,512名より応募があったとの事。結果は、13名（内、女性3名）が優秀作品賞に選ばれ、内2名が当協会員の受賞でした。

表彰式では、伊岐典子東京労働局長



新TSK会だより

第32回 新TSK会ゴルフコンペ



いざ出陣！

今回は埼玉県でも名門コースの1つで、2016年日本オープンゴルフ選手権の開催が決定している狹山ゴルフクラブにて、5組（17名）での開催となりました。

台風接近のため朝から大雨の中、スタート時間を遅らせる検討もしましたが、開始時刻が近づくにつれ小雨となり、予定通り8時30分にスタートした後は、次第に雨も止み、幹事としてはホッとしました。

さて、コース内容はというと、グリーンは早く、バンカーも良く効いており、距離は短くとも大変な難コースでした。

競技方法は新ペリア戦で、結果は加藤

社長（加藤商事）が久々の優勝、シニアでは大羽社長（フジ・トレーディング）が2連覇されました。ベストグロスは加瀬社長（ワイエム興業）の77という圧巻のスコアでした。ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

最後に、コースの予約をしてくださった比留間社長（比留間運送）、今回も賞品を提供してくださった石田会長（太陽油化）、ありがとうございました。全員に賞をお渡しできました。

次回は来春、常磐道方面で開催させていただく予定です。お楽しみに。

（泉 昌男 記）



上位者（左から大羽氏・加藤氏・泉）

◎成績上位者

順位	氏名	東コース	南コース	GROSS	HDCP	NET
優勝	加藤宣行	42	43	85	13.2	71.8
準優勝	泉 昌男	44	44	88	15.6	72.4
3位	大羽敬子	46	42	88	14.4	73.6
4位	石田太平	44	42	86	12.0	74.0
5位	石田正夫	47	50	97	22.8	74.2

寄 稿

白井エコセンターがJICA中小企業連携促進事業に採択 ケニアで医療廃棄物の調査事業を開始

白井エコセンター株式会社 代表取締役社長 滝口 千明

この度、私ども白井エコセンターがケニア共和国で行う医療廃棄物事業がJICA中小企業連携促進事業（いわゆる海外ビジネス可能性調査事業）に採択されました。

本件調査事業は来年2月より10月まで実施される予定です。

東京都産業廃棄物協会の協力支援は本採択において大きな力となりました。心より御礼申し上げます。

さて、これまで私どもは海外ビジネス可能性調査事業に3度挑戦し全敗。経済産業省、環境省、JICAと一緒に応募しましたが、その度に悔しい思いをしてきました。

しかし、今振り返ればその結果は当然だったと思います。なぜなら、過去3回の挑戦は調査事業に採択されることが目的になってしまって、本当に事業化するという意識が薄かったからです。まったく本末転倒でした。

しかし、今回は大前提となる事業化への強い意欲があります。やるべきことも明確かつ具体的です。

白井エコセンターがケニアでビジネスを行う理由は3つあります。

ひとつはケニアのビジネスポテンシャルです。豊かな自然に恵まれたケニアの国家最重要課題のひとつが環境保全です。したがって廃棄物処理は今後非常に期待の持てるマーケットです。さらに、ケニアはアフリカのビジネスゲート（玄関）とも呼ばれていて他のアフリカ諸国へ横展開する条件が整っています。また、電子マネーの普及率が高いケニアでは商流が解決済みです。そもそも債権回収リスクの高い廃棄物ビジネスにとって恵まれた環境です。

2つ目は相手国（ケニア）の受入体制です。相手国の受入体制は海外ビジネスを行うにあたって大変に重要です。

JICAケニア事務所、UNDP、ケニア投資局、ナイロビ市環境局、現地廃棄物会社、現地コンサル、現地医療機関、現地NGOなどステークホルダーと既に良好な関係を築いています。

3つ目は信頼できる現地パートナー（元インターン生）の存在です。

医療廃棄物処理をテーマにした理由は以下の2つです。ひとつは、自分の手に負えるテーマであるということ。医療廃棄物処理は私にとって業界への入り口、勝手知る得意分野です。もうひとつは、ナイロビ市内の医療廃棄物処理の現状を実際にこの目で確かめて改善幅の大きさ（可能性の大きさ）を肌で感じたことです。

今回約8倍の高い競争率を突破するにあたり、沢山の協力支援に恵まれました。駐日ケニア共和国大使館、東京都環境局、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都産業廃棄物協会、東京大学、プラントメーカー……そして何と言っても、コンサルタントの中西さんという素晴らしい共同提案者と出逢えたことは幸運でした。

以上、沢山の方の期待に応えるべく2月からの事業を実りあるものとし、次のフェーズ（実証実験）に繋げて行きたいと考えます。



ナイロビ市環境局長と面会

「いまだきの若者」が人類を救う

「いまだきの若者は……」とは、いつの時代も、中高年が若者を嘆く否定的な言い回しだけれど、最近の若者は、なかなかやるのだ。以前、本稿でも鹿児島県の高校生がサツマイモの「芋発電」に成功した事例を紹介したが、つい先日も千葉県の高校生が、圃場にとどまってアブラムシを退治する「飛べないてんとう虫（防除が終われば自然に返すことが可能）」を大量生産する手法を編み出し、生態系に影響しない農法として期待されるとの報道があった。トルコでは女子高生がバナナの皮からバイオプラスチックの製造に成功（2013年6月）し、ギリシャの学生グループが火星でほうれん草を自動栽培する装置を考案したり（2013年8月）と、若者が様々な分野で柔軟な発想力を發揮している。

15歳の高校生がすい臓がんの画期的な検査方法を発明したという話題が、このところマスコミやインターネットでさかんに取り上げられている。彼は13歳の時、親しい人をすい臓がんで亡くしたことを見つかり、この病気について“インターネットで”徹底的に調べ、すい臓がんの検査は高額で、しかも発見の精度が低いことを知り、「確実で安価な」検査方法を開発しようとしたという。彼を取りあげたテレビ番組の解説者によると、人間の脳は若いときによく働き、たくさんのデータを操ることができるという特徴がある。だから大人よりも15歳の方が画期的な創造ができる可能性は高い。また、医療もビジネスだから「お金が儲かるもの」を開発することが重要なポイントであり、例えばマラリアという病気の治療薬は、社会的には重要であっても、経済的に恵まれた国では起きない病気であるため、なかなか開発費が回ってこない。しかし、若者はお金儲けに関係なく一生懸命取り組むことができるのだとう。

「低いコストでもいろいろ発明できる」というのは、今後様々な分野で期待される。これを可能にしているのは、ひとつには“インターネット”的存在が大き

いだろう。LEDのデスクライトを設計から耐久試験、販売までたった一人でこなし、『ひとり家電メーカー』という呼び名でメディアに取り上げられている30歳の創業者は、モノづくりを学びたくて就職したメーカーで「機器というのは立派で高価な自動設備がなければ作れないと思っていたが、ハイテクな機器も結局は人の手が作り上げている」ことを目の当たりにし、「自分でも家電が作れる」と考えて独立したという。驚いたことに、様々な技術情報や開発に必要なソフトウェアを“インターネットで、無償で”手に入れ、十数万円という安価な3Dプリンターで部品を試作するなど、コストをかけなくても製品が作れたそうだ。

地球温暖化抑制・防止対策の開発には、とんでもなくコストがかかるため実用化に時間がかかる。何かもっとシンプルで安価な、あっと驚くような方法が、お金儲けと直接関係のない、これからの中年の頭から生まれることを期待しよう。

（吉本 花子 記）

（参考）NHK『スーパープレゼンテーション』、テレビ東京『カンブリア宮殿』、日本農業新聞他

～協会の主な今後の日程～

(平成25年12月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
12	4	水	全産廃連；「産業廃棄物処理実務者研修会」（当協会：協力機関）	ベルサール西新宿
	9	月	受託事業講習会「適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会」13:00～17:00	立川市・トヨタドライビングスクール東京
	11	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	13		常任理事会 13:30～／第6回理事会 14:30～	協会会議室
	17	金	受託事業講習会「適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会」13:00～17:00	葛飾区・テクノプラザかつしか
	19	火	青年部 関東ブロック幹事会 15:00～	協会会議室
	27	木	女性部 幹事会 13:00～／全体会14:30～／勉強会 15:30～	協会会議室
		金	＜仕事納め＞	
1	6	月	＜仕事始め＞	
	8	水	常任理事会 13:30～／第7回理事会 14:30～	協会会議室
	14	火	受託事業講習会「適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会」9:00～13:00	千代田区・エッサム神田ホール
			受託事業講習会「適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会」16:00～20:00	
	15	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			安全衛生推進委員会 15:30～	協会会議室
	16	木	優良性基準適合認定証授与式 14:00～	
			女性部 幹事会 15:00～	協会会議室
	17	金	全産廃連；理事会 15:00～／新年賀詞交歓会 18:00～	明治記念館
	20	月	「緑の東京募金」感謝状贈呈式 14:00～	都庁第一本庁舎ホール
	24	金	新春講演会 16:00～／賀詞交歓会 18:00～	青山ダイヤモンドホール
	28	火	青年部 幹事会 15:00～／賀詞交歓会 17:30～	協会会議室
	31	金	全産廃連；全国正会員事務局責任者会議	アジュール竹芝
2	6	木	法制度検討委員会 15:30～	協会会議室
	10	月	受託事業講習会「適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会」13:00～17:00	立川市・トヨタドライビングスクール東京
	12	水	(広報委員会・予定日)	協会会議室
	13	木	青年部 幹事会 15:00～／勉強会	協会会議室
	14	金	受託事業講習会「適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会」13:00～17:00	港区・フクラシア品川
	21	金	全産廃連；全国正会員会長・理事長会議	ANAクラウンプラザホテル金沢
	27	木	安全衛生研修会 14:30～／委員会	グリーンホール（神田）
	28	金	全産廃連；青年部協議会全国部会長会議（スプリングカンファレンス2014）	ウェスティンナゴヤキャッスル
3	10	月	受託事業講習会「静脈産業をめぐる最新状況に関する講習会」13:00～17:30	千代田区・砂防会館
	11	火	全産廃連；理事会	全産廃連会議室
	12	水	(広報委員会・予定日)	協会会議室
			常任理事会 13:30～／第8回理事会 14:30～	協会会議室
	25	火	総務委員会 14:00～／常任理事会 15:00～	協会会議室



イネ（稻）はいつ、どこから？

今、貿易の自由化に関わるTPP（環太平洋経済連携協定）交渉が大詰めを迎えており。そして自由化から除外して守るべきものの代表として「米」が話題となっている。民俗学者として著名な柳田国男が「イネが来なければ今の日本民族は成立しない」と述べたと言われるほど、日本人・日本文化にとって「米」は不可欠の要素であり、完全自由化は避けたいという気持ちも分からぬではない。

稻の伝来時期

古代日本で縄文時代から弥生時代へと移っていったのは、以前は、大陸から朝鮮半島を経由して稻作技術や青銅器などの金属器、弥生式土器などの文化を携えた「弥生人」が渡来してきたからだと教えられていた。だから、稻作が日本に広まることによって弥生時代が始まったとも言われた。

そして、弥生時代がいつから始まつたかということを科学的に解明するために、最近では、弥生土器にこびりついた煤（すす）やおこげの炭素をもとに、炭素14年代測定法（注1）で年代測定が行われるようになった。近年、国立民俗博物館が発表したAMS（加速器質量分析法）放射性炭素年代測定法による年代推定では、紀元前930年頃に北部九州に水田稻作がもたらされたとされた。

しかし、測定法の精度への疑問や考古学的な実績との整合性などの問題があることから、今のところ、かなりの研究者はAMS年代よりは少し新しく、水田稻作の到来時期は紀元前750年頃とみているようだ。

縄文時代からイネが

ところが、考古学的発見の積み重ねの

中から、縄文中期の土器からもイネのプラントオパール（注2）が見つかるなど、弥生時代より前からイネが日本に来ていたことが明らかになっているという。そうした古いイネは、オオムギ、アワ、ヒエ、ダイズなどの畑作栽培の穀物とともに、陸稻（おかほ）として混作されたものと推定されている。しかも、イネの痕跡は西日本の暖かいところだけでなく東北日本にもあり、弥生の水稻農耕伝来以前のイネがどこからきたのか、謎は深まっていく。もちろん、縄文時代のイネについては慎重な意見もある。

稻作の起源

そこでまず、弥生時代社会の基礎となった水田稻作は、どこで始まったのか？ 子供のころ教わったのは、インドのアッサム地方から中国・雲南地域が稻作の起源地とされていた。しかし、1980年代になって、中国の長江中・下流域を起源地と見る見解が出され、今では定説とされている。漆の話の際にふれた、中国浙江省杭州市の東方にある河姆渡（かほと：ホムドゥ）遺跡で、1973年に稻わら、稻もみや農耕具が大量に出土し、紀元前5000年という年代値であるという。その後、多くの発掘結果から、長江の中・下流域から水田稻作が始まり、四方に広がっていったことが明らかとなった。

長江流域の稻には、ジャポニカ（短粒米：粘り気がある）種とインディカ（長粒米：粘り気がない）種の二つが元々混在していたが、ジャポニカ種は長江以北に、インディカ種は長江以南や南アジアに広まっていた。北部九州の初期の稻は、ほとんどがジャポニカ種であり、温暖な気候に適したインディカ種はほとん

ど伝来せず、涼しい気候でも生育するジャポニカ種が選別され伝わったのだ。こうして瑞穂の国のお米は、おいしいジャポニカ種となった（ジャポニカと言われるのは、日本が永年にわたる米作りの努力により作り上げたおいしい米が世界に認められたことによると思う）。

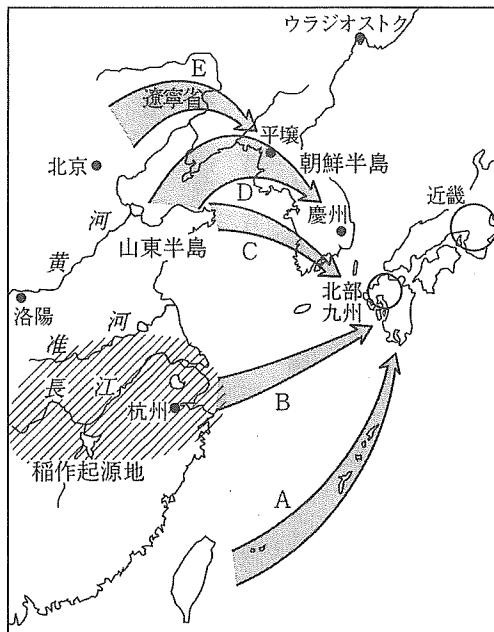
稻作伝来ルート

稻作伝来ルートについては、一般的に図のようにAからEまでの5ルートの案が出されている。

A案は柳田国男が唱えた南西諸島経由の「海上の道」ルート、B案は直接渡海のルート、C案は山東半島～朝鮮半島経由のルート、D案は山東半島～遼東半島～朝鮮半島経由のルート、E案は中国東北部～朝鮮半島経由のルートだ。

米作りのための農具の伝来から見ると、日本の弥生早期の農具と朝鮮半島南部のものとの共通点が多いことや、半島北部や遼東半島方面に年代を遡ることができる類似資料が多いことから、CまたはDのルートが妥当ではないかといわれている。

ところで、Aの海上の道は、ルート上



稻作起源地と日本列島へのルート
（『農耕社会の成立』60ページ）

に農耕の痕跡がないことから否定されているのだが、DNA分析によりジャポニカにも温帯ジャポニカと熱帯ジャポニカがあることが判明しており、日本の米には熱帯ジャポニカの遺伝子をもつ温帯ジャポニカが広く存在するといわれる。熱帯ジャポニカの影響は「海上の道」から及んできそうにも思えるのだが、真相はどうか？謎は深まるばかり。だから古代史は面白い。

さらに、水田稻作の伝来ルート以外に、畑作の陸稲の伝来時期ははるかに古く、大陸を北回りに沿海州経由ルートで来たのではという主張もある。興味のある方は寺沢薰『日本の歴史02王権誕生』（講談社）をごらんいただきたい。

(注1) 炭素14年代測定法 動植物は、生きている時、体内に放射性炭素14を取り込む。生物の死後、炭素14量は規則正しく減少し、半分の量になるのに約5730年かかる（これを半減期という。なお、福島原発事故由来のセシウム134の半減期は約30年とかなり短い）。この原理を応用して試料に残っている炭素14の割合から年代を計算する方法を炭素14年代測定法という。

(注2) プラントオパール プラントオパールとは、イネ科植物に多量に含まれているガラス質細胞の珪酸（けいさん）が細胞の形のまま残った化石のこといい、1万年たっても消滅しないという特性がある。稻のプラントオパールの存否を分析することで稻の存否が明らかになる。水田跡には大量に残っている。最古の稻のプラントオパールは岡山市朝寢鼻（あさいばな）貝塚の縄文前期（約4500年前）とされる。

（専務理事 古川芳久）

*『農耕社会の成立』石川日出志（2010年岩波新書：日本古代史①）

*日本古代の歴史①『倭國のなりたち』木下正史（2013年吉川弘文館）

◎新入会員紹介◎

(株)フューチャー・エコロジー

代表取締役 山崎 昌明

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）

[廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず]

産業廃棄物処分業・中間処理

解体・破碎 [廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（いずれも廃家電、廃OA機器、電子部品、通信機器及びこれに付帯する装置に限る）]

〒143-0002 東京都大田区城南島3-2-14

☎03 (3799) 7153

(株)十河サービス

代表取締役 十河 宏行

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）

[燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類]

産業廃棄物処分業・中間処理 *さいたま市長許可

〒174-0072 東京都板橋区南常盤台1-18-7

☎03 (5995) 3701

(株)リライフ

代表取締役 吉本 英子

賛助会員・産業廃棄物収集運搬業/処分業（中間処理）*山口県知事許可

〒744-0002 山口県下松市東海岸通り18-1

☎0833 (44) 0007

～会員の皆様へ～ 新春講演会・賀詞交歓会 開催のご案内

●日 時 平成26年1月24日(金) 新春講演会 16:00~/賀詞交歓会 18:00~

●場 所 青山ダイヤモンドホール（港区北青山3-6-8）

●申込み 協会からお送りした申込書により1月16日(木)までにお申込みください。

【新春講演会】 参加費：無料

テーマ：「男と女の脳科学～女子部下のモチベーションを上げるコツ」

講 師：感性アナリスト 黒川 伊保子 氏 (株)感性リサーチ代表取締役 ほか

【賀詞交歓会】 参加費：お1人 10,000円／1社お2人目より5,000円（当日）

ようこそ相談

法律相談



弁護士

芝田 稔秋

法律相談

中間処理施設建設続行禁止仮処分申立事件

次の判例を紹介しましょう。

問題 産業廃棄物処理施設を建設すると、その操業によっては、付近住民に、健康上の被害を与えないとも限らない。その場合、どうしますか。

被害を受けるのではないかと予測する住民数名が一緒になって、処理施設を作ろうとする会社を相手方として、その処理施設は我々の健康に被害を与えるおそれがあるから、作らないでもらいたいと申し入れてきます。

しかし、そう簡単には、応じられない。随分と費用がかかっているからです。

問題 住民たちは、本当は、施設が完成して、操業を開始してからでないと、被害を与えるかどうか、正確にはわからないはずです。そのため、住民は、操業するまで待たないとならないのではないでしょうか。

しかし、施設が完成し、操業してからだと、既成事実が強くなって、言いづらくなる。特に最終処分場などは、穴を掘削してからでは遅い。

そこで、処理施設を作り始める前に、作ってはならないという裁判所の命令をもらえると、助かります。そういう方法

はないでしょうか。

それが、処理施設の建設差止めの仮処分命令です。

しかし、これから処理施設を作つて、操業する会社は、せっかく長時間かけて許可を得たのに、今さら住民から「作るな」といわれては、かなわない。

そもそも、県から設置の許可を受けた施設についても、建設中止の仮処分命令を出せるのでしょうか。それは、どういう場合ですか。

その一例を紹介しよう。

《今回の判例》

山梨県中間処理施設建設続行禁止仮処分申立事件

(甲府地裁 平成10年2月25日)

出典：Westlaw JAPAN

《事案》

問1 これは、どんな事案ですか。

答 本件は、A社が操業を計画している産業廃棄物中間処理施設について、その周辺地域を生活圏とする住民が、右施設から排出される有害物質によって生活用水や大気が汚染され、健康が侵害されるおそれがあるとして、人

格権に基き右施設の建設続行の差止めの仮処分命令の申立てをした事案である。

問2 A社の操業予定は、いつごろからでしたか。

答 A社は、廃棄物の収集、運搬及び処理を業とする会社であり、平成9年11月ころから、山梨県中巨摩郡若草町内において産業廃棄物中間処理施設（以下「本件施設」という。）の建設に着手し、平成10年7月頃からその操業を予定していた。

問3 A社の本件施設における操業内容を教えてください。

答 A社の本件施設において予定されている操業の内容は、以下のとおり。①建設廃材の破碎リサイクル処理、②廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、繊維くず、木くず、段ボールくず、紙くず、ガラスくず及び陶磁器くずの破碎減容処理、③段ボール及び紙類の圧縮梱包処理、④繊維くず、木くず、段ボールくず、紙くず、動植物性残渣及び廃油の焼却処理、汚泥の乾燥焼却処理などである。そして以上の④の焼却処理にともない、ダイオキシン類が発生することについて当事者間に争いがない。

問4 ダイオキシンに関する法的規制と本件施設の関係はどういうことになりますか。

答 (1)ダイオキシン類に関する法的規制

ダイオキシン類は、強い毒性があり、微量の摂取によっても、発ガン性、催奇形性、生殖障害、免疫障害など人体への悪影響があることが認知されており、平成9年には大気汚染防止法施行令の改正

によりダイオキシン類が同法上の指定物質とされるとともに、その排出削減対策のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び同施行規則の改正がされ、これら改正規定は平成9年12月1日から施行されている。

(2) 本件施設に対する規制

右改正規定を本件施設に設置される焼却炉に適用すると、右焼却炉は1時間当たりの焼却処理能力が3400キログラムであり、燃焼室の処理能力が1時間当たり2トン未満の場合に当たるから、これに対するダイオキシン類の排出規制値は一定条件下の排ガス1m³当たり5ナノグラム（ナノグラムは、1グラムの10億分の1）以下である。

ただし、この規制は改正規定施行時にすでに設置されている施設には適用されないこととされており、既存の焼却炉については、1年の猶予期間後、平成10年12月1日から平成14年11月30日までの間の規制値は80ナノグラム以下、その後の規制値は10ナノグラム以下とされていた。

本件施設は、平成9年改正当時、すでに建設が開始されていたことから、既存施設として取り扱われた。すなわち、本件施設の排出規制値は、平成10年12月1日から平成14年11月30日までの間の規制値は80ナノグラム以下、その後の規制値は10ナノグラム以下となる。

(3)申立人（住民）について

申立人（住民）は、本件施設の近隣地域すなわち山梨県中巨摩郡田富町山之神地区に居住し、あるいは稼働するなどして生活していた者たちであり、申立人の右生活地域は、「リバーサイドタウン」と称される大規模住宅団地（人口約3000人）、旧来からの集落である鍛治新居地区（人口約480人）及び流通団地等に

よって構成され、スーパーマーケットその他の事業所も多かった。

上記地域は、本件施設の南方で、冬期の季節風（八ヶ岳おろし）の風下に当たり、また、釜無川のすぐ東側に位置し、地下水が豊富な場所であった。そして、申立人らの飲用水（上水）には地下水が利用されているところ、その水源は、本件施設から釜無川に沿って約1キロメートル下流の地点に位置し、水深約90メートルのところから汲み上げられた地下水が飲用水にあてられていた。

《本件の争点》

問5 本件の争点は、どんなことですか。

本件施設の操業により、申立人住民らの健康に重大な被害を生じるおそれがあると認められますか。

つまり、本件施設から排出される有害物質によって生活用水や大気が汚染され、健康が侵害されるおそれがあるのですか。

答 この問い合わせに対する答えは、裁判所の以下の判断である。

《裁判所の判断》

1 結論

本件施設の操業により、申立人らの健康に重大な被害を生じるおそれがあると認められる。

2 理由

裁判所は、以下の理由によって本件施設の操業により申立人らの健康に重大な被害を生じるおそれがあると認められるとして、本件施設の建設差止の仮処分申請を肯定した。

(1) 被保全権利

ア 人格権侵害に基づく建設差止が認められること

本件仮処分命令の申立ては、本件施設

から排出される有害物質によって大気、水などの生活環境が汚染され、これにより債権者らの健康が侵害されるおそれがあるとして、本件施設の建設続行の差止めを求めるものである。

そして、人間が生命、健康を維持して安全に生活する利益は、人間の基本的な生活利益に属するものであるから、人格権として法的に保護されるべきものであり、その重要性に照らすと、右人格権を侵害された者は、損害賠償を求めるほかに、人格権侵害行為そのものの排除を求めることができるし、また右人格権を侵害されるおそれのある者は、その予防のため侵害行為の差止めを求めることができるというべきであるから、本件施設の操業により債権者らの健康が侵害されるおそれがあると認められる場合には、申立人住民らは、その侵害を予防するため操業を目的とする本件施設の建設自体の差止めを求めることができるというべきである。

イ A社の操業によって申立人住民らの健康に重大な被害が生じるおそれがないことをA社が立証しなければならないこと

本件施設に人体に有害な重金属類が搬入され、本件施設における廃棄物の焼却処理の過程で、強い毒性があり、微量の摂取によっても人間の健康を損なうおそれがあるダイオキシン類が発生する可能性があり、債権者らが本件施設に近接する地域において生活していることは当事者間に争いがないところ、有害物質による環境汚染の監視システムが整備されていない現状の下においては、本件施設を建設・操業しようとしている債務者A社が、本件施設における操業による有害物質発生の実態及びこれによる環境汚染の

防止対策についての具体的な資料を提出し、右操業が申立人らの健康を侵害するおそれのないことを明らかにしないかぎり、右のような侵害のおそれが推認されると解するのが相当である。

ウ A社の操業により申立人らに健康被害が生じるおそれがないことについての証明がなされていないこと

債務者A社は、ダイオキシン類の排出について、前記のとおり、高温燃焼及び消石灰投入によってダイオキシン類の発生を抑制し、発生したダイオキシン類についてもこれを活性炭に吸着させて固体化したうえバグフィルターによって捕集・除去する装置システムを採用するので、ダイオキシン類については、平成9年12月1日施行の規制値を下回る量が排出されるにすぎず、安全である旨主張する。

エ しかし債務者は、右主張を根拠づける証拠として、排ガスからダイオキシン類を除去する装置システムの概要を示す図表、右装置システムによるダイオキシン類の捕集・除去についての数値計算結果、関連文献等を提出したにとどまり、右装置システムの具体的な仕様・性能、右数値計算の具体的根拠を明らかにする資料を提出しない。

バグフィルターの製造元が作成した排ガス処理計算書をみても、そもそも計算の前提となる設計ガス条件が本件施設の焼却炉のそれと整合するか否か明らかでなく、また、右計算書においては、本件施設における廃棄物の焼却処理により発生するダイオキシン類の発生量が1立方メートル当たり10ナノグラム以下であることが前提とされているが、その根拠は必ずしも明らかではない。そして他に、本件施設の操業によるダイオキシン類の排出により債権者らの健康を侵害するお

それのないことについての資料の提出がない。

オ 小括

そうすると、本件施設の操業によるダイオキシン類の大気中への排出によって債権者らの健康が侵害されるおそれがあることについて疎明されたというべきであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件仮処分命令の申立てについては被保全権利があるというべきである。

問6 操業していないなくても、操業の前に、公害が発生するおそれがあるとして、操業の差止めや施設の建設を差し止める必要性があるのですか。

答 保全の必要性があることが要件。

ダイオキシン類の有害性及び本件施設が債権者らの生活地域に近接している事実に照らすと、ひとたび本件施設の操業が開始されれば、大気中に排出されたダイオキシン類によって債権者らが被るであろう健康被害は相当広範かつ深刻なものになる可能性があり、かつ事後的な被害回復も難しいというべきであるが、このような被害を営業の自由及び廃棄物処理の社会的必要性の名のもとに受忍すべきものということはできないから、本件仮処分命令の申立てについては保全の必要性があるというべきである。

《解説》

問7 仮処分とは、何のことですか。

答 仮処分とは、仮の処分、つまり「仮の裁判」、「仮の決定」のことで、当事者からの申立てにより、裁判所が決定する暫定的処置である。仮処

分の申立人のことを法律上、「債権者」といい、仮処分を申立てられた者を「債務者」という。

本来、建設工事の差止を行う場合には、訴訟によるのが原則であり、判決を得るまでは、現実に進行している建設工事を差止めることはできないのが原則である。

しかし、訴訟を提起し、判決を得るまでには1年から数年を要することがあり、判決を得るまで現実に進行している状況を差止めることができないとすれば、工事の完成により操業が開始され、住民らに重大な健康被害が生じる可能性がある場合がある。

そこで、被保全権利及び保全の必要性が認められる場合には、法は、仮処分として、現実に進行している状態にストップをかけ、現状維持を命じができるものとしている。

被保全権利とは、仮処分によって保護すべき利益であり、保全の必要性とは、保全処分を行わなければならない必要性のことをいう。

問8 被保全権利とは、何のことですか。

答 (1) 人格権に基づく差止請求の権利

人格権に基づく差止請求の権利については、法律上の規定はないが、判例上、人格権に基づき差止請求ができることが認められている。

(2) 本件における差止請求の要件

では、本件施設の建設の差止にあたっては、どのような要件が必要とされるか。

本件においては、差止を受けるのは、産業廃棄物の中間処理施設の建設であり、産業廃棄物の中間処理施設の建設は、憲法上は、広くいえば経済的自由のうちの

営業の自由の一内容に関わる。そして、経済的自由権は、前述のように人格権よりも劣後する権利として扱われる。

そこで、判例は、本件における侵害差止の要件を「本件施設の操業により債権者らの健康が侵害されるおそれがあると認められる場合」であるとした。

問9 県から許可を受けた施設を作り場合も、差止を受ける場合がありますか。

答 許可を受けた施設でも、住民が被害を受けることが立証されれば、仮処分の申立てができる。

県の許可は、申請者の提出した許可申請書と添付書類によって、公害は発生しないであろうという県の判断の下で許可したものであり、<神のお告げ>のような権威はないから、付近住民が、それよりもっと詳しい調査をして、公害発生の蓋然性を立証すれば、たとえ許可を受けた施設であっても、建設差し止めの仮処分命令が下される。

まとめ

やや住民側の健康被害の蓋然性を広く認め過ぎている感が否めないが、判例がA社側に要求した立証の内容は是認できるものである。現在、なお環境汚染の監視システムが整っているとはいえない状況であり、処理施設の建設工事等の差止が問題となった場合には、業者側にA社と同様の立証が要求される可能性が高い。

業者側は、差止請求等を受けた場合には、装置システムの具体的な仕様・性能、数値計算の具体的根拠に準じた内容を開示しなければ、差止請求が認められてしまう可能性が高いことを本判例から教訓としておくべきである。

事務局だより

当協会の会員数は正会員、賛助会員の方を合わせ640社内外です。協会の使命の中で、重要なものの一つは、会員の皆様に関係する情報のタイムリーな提供です。協会の情報提供手段は現在、協会機関誌・ホームページの新着情報コーナー・fax・電話・電子メール等です。中でも機関誌送付時にお伝えしたい情報を同封しお送りする方法が、唯一全会員の皆様へ確実に提供できる方法です。

しかし、機関誌を会員の皆様に送付するチャンスは月に一度しかなく、場合によってはタイミングを失する情報である可能性も出てきます。出来るならば、出来るだけ新鮮な情報を、関係のある会員の皆様にタイミングよく、確実にご提供できればと考えております。又協会の財政面に配慮しますと、更に出来るだけ安価な伝達方法という条件が付加されます。

協会としての都合で申し上げるなら、電子メールによる伝達は上述の条件が満足でき、望ましい方法です。ちなみに協会役員の方との連絡は許す限り電子メールを使用しております。

編集後記

今年ももう師走となりました。皆様にはあわただしい時期をお迎えのことと想っております。協会では本年の命題として安全衛生を掲げて活動してきました。ここまで全国での当業界内での出来事を想い出してみると事故の発生頻度が高まっていているように感じます。先般の協会常任理事会において高橋会長から、例年11月、12月それと3月に事故発生が多くなる傾向があるので、それらの時期は特に注意喚起を行うようにと話しがありました。「終わりよければ全て良し」が、当てはまるとは申し上げませんが、年末、もう一度「ご安全に！」の声掛けを行いましょう。

毎月、この欄に書きましたように「自然災害発生」の多い年でした。何度も申し上げていますが、災害の内容が過去との比較を許さないようなものが出現してきました。こうしたことへの対処の方法は難易度が高いものです。しかし、放って

また電子メールでは送信先を整理し、関係があると思われる方々を絞り一斉送信でき、的確性が確保されると共に、事務経費の削減も可能となります。

以上の事に鑑み、会員の皆様にとって協会が発信する情報の中で、必要な情報をタイミングよく確実にしかも安価な方法で入手する方法は、それぞれ事情が異なることを考慮し、皆様から都合のよい伝達手段をご提示いただけると、協会としては自信をもって情報提供来るものと考えます。

情報は時として『金』ともなり、はたまた『紙屑』にもなります。また同じ情報がどちらに化けるかは皆様の置かれている立場によっても異なります。協会の提供する情報が皆様にとって『金』の情報になり得ることを常に念頭に置き業務を遂行していく所存です。

繰り返しになりますが、是非、個々の会員の方にとって最適な情報伝達方法をご示唆願えれば幸いです。ご示唆いただける場合には協会事務局職員誰でも構いません。お話し下さい。

(片山)

おいて良いものではないと想います。どうか、知恵を絞り、対処方法の起案と訓練を行って頂ければ、幸いです。

国内はもとよりわが国を取り巻く状況にも大きな変化が現出しています。こうした中で当業界の業務内容、対象地域も変化してきていくように感じます。どうか、皆様にはこれを商機と考えて頂き、飛躍の機会と捉えて頂ければと想っています。協会としては種々雑多な情報の中から皆様の仕事に結びつくような情報を出来るだけ伝えていこうと努力しているところです。

「無事これ名馬」ともいいます。無難に過ごすということではなく、日頃の鍛錬により、無事を成し遂げるという気概で困難に立ち向かって下さい。今年も広報委員会は皆様のご支援でここまで活動して来ることができました。来年もまた、引き続き宜しくお願い申し上げます。どうか皆様におかれましては良い年をお迎え下さい。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2013 第280号

発行人
企画・編集
発行所

高橋俊美
廣報委員
一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13

柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail; info@tosankyo.or.jp

印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F

TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上

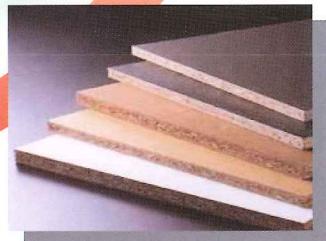


不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…。それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667



私は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます